

令和6年度庁舎防災避難訓練実施概要

1 訓練の目的

南関東直下型地震「震度6弱」の発生を想定し、開庁時に勤務中の職員が、震災が発生した、若しくは発生する恐れがあるとき、来庁者の安全確保を優先しつつ、自身の安全を確保するため退避し、地震の沈静化と共に避難場所に向けた行動のほか、三浦市災害対策本部設置に伴う初動活動や役割に即応できるよう、状況に応じた自発的な準備と共通認識を持って避難行動をとることを目的とする。

2 訓練実施日

令和6年9月2日（月）8時50分訓練開始
（訓練開始事前周知放送8時40分及び45分）

3 訓練対象職員

三浦市役所本館、分館、第2分館に勤務する職員

4 訓練の内容

(1) 通報及び退避訓練

- ア 発生地震を直下型地震と想定し、発災直後の市民の安全確保を優先しつつ、職員の身の安全確保を行う。
- イ 地震動が継続する間は、安全確保に努め、地震が沈静化したのち、事前に取り決めた班体制により退避行動を開始する。
- ウ 退避行動では、退避経路の確認、火元確認、場合によっては初期消火活動、負傷者保護及び救出等、それぞれの役割を認識して退避する。
- エ 退避により、避難場所に到達したときは、速やかに課長に退避者及び負傷者等の状況報告を行う。
- オ 報告を受けた課長は、その状況を部長に報告し、部長は部内職員の状況を掌握する。（総務部においては、各課長は人事課長へ報告し、各課の状況を取りまとめた人事課長は総務部長へ報告する。）
- カ 総務部長は庁舎全体の状況を掌握するため、各部長から避難状況確認用紙の提出とともに報告を受け、また、庁舎の被害状況を財産管理課長から報告を受け、その状況を市長に報告する。

(2) IP無線機による情報伝達訓練

- ア 三浦市役所本館等から離れた次の建物の被害状況を把握する。
 - (ア) 市場管理事務所
 - (イ) 健康ぶらっと（三浦合同庁舎内）
- イ 市場管理事務所長及び健康づくり課長は、財産管理課長へ被害状況の報告を行う。
- ウ 報告を受けた財産管理課長は、総務部長へ報告を行う。
- エ 総務部長は、その状況を市長に報告する。

(3) 消火訓練

ア 屋内消火栓による消火訓練

火災発生場所の職員による庁内周知と自衛消防隊による放水訓練を行う。

イ 消火器等による消火訓練

避難場所に参集した職員のうち、指名された者による消火訓練を行う。

(4) 電気自動車の災害時における活用事例の紹介

電気自動車の外部給電機能を避難場所に設置したスピーカー等の電源として使用し、災害時における電気自動車の活用事例を紹介する。